

別表

大阪市児童養護施設等の職員の確保及び資質向上事業補助事業基準額

事業名		事業内容	対象施設	基準額
職員の人材確保事業	実習生に対する指導	実習生に対する丁寧な指導を行うため、指導職員の代替職員を雇用する。	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児院 ・児童養護施設(地域小規模含む) ・児童心理治療施設 ・母子生活支援施設 	<p>○代替職員の雇用経費として</p> <p>一課程としての実習1回当たり 86,200円</p> <p>実習1回当たりの代替職員雇用経費の考え方 実習期間前・後においても、代替職員を任用することは差し支えないが、実習期間における雇用経費のみ補助対象とする。</p>
	実習生の就職促進	実施施設への就職が見込まれる実習終了後の学生を非常勤雇用する。	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児院 ・児童養護施設(地域小規模含む) ・児童心理治療施設 ・母子生活支援施設 	<p>○非常勤職員の雇用経費として</p> <p>1日当たり 3,760円</p>
資質向上のための研修事業	職員の資質向上のための研修参加	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児院 ・児童養護施設(地域小規模含む) ・児童心理治療施設 ・母子生活支援施設 ・自立援助ホーム ・ファミリーホーム 	<p>○宿泊を伴う研修参加経費等として</p> <p>1人当たり 132,000円</p> <p>○研修参加経費等には以下を含む</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修参加費 ・研修資料代 ・法人規程に基づく旅費(交通費、宿泊費、日当等) ※ただし、規程がない場合には本市旅費規程に準ずる ・代替職員雇用経費 	